

さいたま市建設工事請負契約に関する留意事項

本市の発注における建設工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。

1 関係法令の遵守について

受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号・以下「改正品確法」）、及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号・独占禁止法）等関連法令を遵守すること。

2 建設業法の遵守について

- (1) 請負金額が4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上の工事請負契約を施工するにあたっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置すること。ただし、特定建設業者が受注した建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の合計が、4,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて常駐の監理技術者を配置すること。
- (2) 専任の監理技術者又は主任技術者を配置する場合において、当該技術者は、参加申請日（指名競争入札にあつては入札日、随意契約にあつては見積書の提出日）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。雇用関係の確認を求められたときは、監理技術者資格者証や健康保険被保険者証の写し等を提示すること。
- (3) 監理技術者については、監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- (4) 一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受審し、決算期毎にその結果通知を契約課に提出すること。

3 改正品確法の遵守について

- (1) 受注者は、改正品確法の基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること。
- (2) 受注者は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者・技能労働者等の育成及び確保に努めること。また、これらの者に係る賃金その他の労働条件・安全衛生その他の労働環境の改善に努めること。

4 建設産業における生産システム合理化指針の遵守について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い元請・下請諸関係の合理化に努めること。

- (2) 下請契約を締結したときは、下請業者表（別途規定の様式による。）を工事の発注課（所、室）に提出すること。さらに、重層的な施工体制を明示するため、施工体系図を作成し、発注課（所、室）に対して提出するとともに、工事現場に掲示すること。
 - (3) 建設産業における所定労働時間については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間40時間制に努めなければならない。
- 5 建設資材納入業者との契約について
建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのない公正な取引を確保するよう努めること。
 - 6 労働災害の防止等について
建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な労賃の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、元請、下請が一体となって特段の注意を払うこと。
 - 7 ダンプトラック等による過積載の防止について
工事資材の運搬については、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる工事資材納入業者から資材を納入しないなどの必要な措置をとるよう努めること。
 - 8 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について
埼玉県生活環境保全条例により、工事の施工に当たって工事現場で使用し、又は使用させる自動車（資機材等の搬出入を含む）は、ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車、LPG車等）又は条例に適合するディーゼル車とすること。
 - 9 建設業退職金共済制度への加入等について
 - (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
 - (2) 1件あたりの請負金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書（発注者用）を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（別途規定の様式1）を契約締結後1ヶ月以内に発注課（所、室）に提出すること。
 - (3) 期限内に前項の購入状況報告書を提出できない事情がある場合は、建設業退職金共済証紙購入状況報告書の遅延理由申出書（別途規定の様式2）により発注課（所、室）の長に申し出ること。
 - (4) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対して、この制度を説明するとともに、共済証紙を現物交付し又は掛金相当額を下請代金中に算入することにより、本制度の促進に努めること。
 - (5) 上記(2)における購入状況報告書を提出した受注者は、自ら雇用した労働者への共済証紙添付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績について、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（別途規定の様式3）を工事完成通知書の提出時に、

発注課（所、室）に提出すること。

- (6) 工事請負契約を締結した業者は、機構支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に提示し、対象となる労働者への周知を図ること。

1 0 工事实績情報サービス（CORINS）対象工事の登録義務化について

請負金額が500万円以上の工事について、CORINSにより、受注・変更・完成・訂正時に「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、変更時は変更があった日から、完成時は工事完成後、それぞれ10日以内に、訂正時は適時登録すること。ただし、単価契約に基づく建設工事については、登録を要しないものとする。

1 1 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除について

- (1) 受注者は、工事の施工にあたり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び工事妨害の排除対策を講じること。

令和5年1月1日

さいたま市財政局契約管理部契約課